

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

昭和49年頃、夫が国民年金の加入手続を行った際、遡って国民年金保険料を納めないと年金がもらえないと言われ、45年4月以降の夫婦二人分の保険料を夫が全て納付したにもかかわらず、申立期間の5か月だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は申立てのとおり、昭和49年4月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、当時は第2回特例納付の実施期間中であったため、加入手続を行った際に、申立人に対し、60歳までに25年の受給資格期間を満たすよう、35歳到達年度である昭和45年度以降の国民年金保険料を遡って納付するよう指導があったことが推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和49年4月以降の国民年金保険料を全て納付しているとともに、それ以前についても、35歳到達年度である昭和45年度以降の保険料について、申立期間を除き、特例納付及び過年度納付によって全て納付しており、申立期間の5か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年9月まで

昭和48年11月に会社を退職し、A市に転入した際に、国民年金の加入手続を行うとともに、その場で1か月分の国民年金保険料を納付し、その後は送られてきた納付書で毎月保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年11月に会社を退職し、A市に転入した際に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、同市において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したとの事情は見当たらない上、申立人に対し、過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について記憶していない上、記憶している納付方法等については、当時行われていた方式と異なっているなど、その記憶は曖昧であることがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成元年3月まで

申立期間当時は学生で収入が無く、国民年金保険料を納付できない場合は免除申請をすればよいことを知っていたが、将来のことを考えて免除申請はせず、母が送ってくれたお金で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が唯一交付されたとする年金手帳により、同年4月1日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時は学生で収入がなかったが、免除申請はせずに保険料を納付した。」と主張しているが、学生が国民年金の任意加入対象者から強制加入対象者へと変更されたのは平成3年4月であり、申立期間については、申立人は制度改正前の学生任意加入対象期間であることから、保険料免除制度の適用を受けることはできない上、オンライン記録により、申立人は、再度学生となったとする同年同月からの保険料については免除を受けずに納付していることが確認できることから、申立人は、学生が強制加入対象者となった同年同月以降と申立期間を混同していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、地域で取りまとめており、父が家族の分をまとめて納付していたはずであるにもかかわらず、両親の分が納付済みで、私の分だけが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の国民年金保険料については、父が家族の分をまとめて納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 51 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳により、50 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界している上、申立人及びその母親は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。